



政尾藤吉伝(2) : 法律分野での国際協力の先駆者

香川, 孝三

(Citation)

国際協力論集, 9(1):39-68

(Issue Date)

2001-06

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/00317835>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/00317835>



政尾藤吉伝 (2)

－法律分野での 国際協力の先駆者－

香 川 孝 三*

第二部 シャムでの活動

(1) ジャパン・タイムズに勤務

藤吉は27歳の時日本に帰国して、ジャパン・タイムズに勤務することになった。ジャパン・タイムズに勤務するきっかけを作ったのは山田太郎であろう。彼はジャパン・タイムズの創立者山田季治の息子であったからである。藤吉と山田太郎とはエール・ロースクールに同じころ通っていた。エール大学の記録では山田太郎は1896年から1897年は Junior Class、1897年から1898年は Middle Classに在籍していた⁽¹⁾。一時期同じ下宿に住んでいたのも、藤吉が先輩として山田太郎の世話をしたこともあったであろう。その縁でジャパン・タイムズに勤務することになった。

ジャパン・タイムズは日本人が経営・編集する最初の英字新聞であるが、1897年3月22日に創刊号が発行された。初代の社長山田季治(1848年11月7日生まれ、1916年12月3日死亡)は福沢諭吉の妻錦の従弟にあたる。山田の実父の土岐銅吉は、錦の実父、中津藩定府、土岐太郎八の実弟であり、後に松口儀助の養子となったが、季治が2歳の時家出をしまい、これを不憫と思った太郎八が残された一家を中津藩の家に引き取った。したがって錦と季治は一緒に養育されていたと思われる。その後季治は鳥取藩御蔵番山田忠右衛門の養子となり、20歳の時に養父のあとを継いで御蔵番となった。1873年(明治6年)に開校した潮津小学校の校長となり、1877年(明治10年)合併によって青谷小学校校長と

* 神戸大学大学院国際協力研究科教授

なった。その後山田は愛知英語学校（愛知一中、旭丘高校の前身）に移ったが、その当時の教え子が後にジャパン・タイムズの社員となって山田を助けた。つまり、主筆の頭本元貞、副主筆の武信由太郎（のちに早稲田大学教授）、支配人兼工場長の中西美重蔵である⁽²⁾。

山田は、「欧米人と日本人との間の意思を疎通し、互に接近する途を講ずる公共機関の必要なこと」から、「現在の国情に即した新聞事業が必要である」という認識を持ち、ジャパン・タイムズを創刊した。資金調達には福沢諭吉の協力によって三井、三菱、日本銀行、横浜正金銀行、日本郵船からの出資を得ることができた。麹町区内幸町1丁目5番地に会社の事務所と工場を設置した。藤吉は帰国の翌日には、この事務所を訪ね、主筆代理として入社約束をおこなった。8年あまりアメリカに滞在し、英語に習熟していたし、その経験を生かすにふさわしい仕事であったかもしれない。伊予大洲に帰郷し、久しぶりに親戚や友達に会ってから東京に帰って、8月から勤務を始めた。当時外人記者3名の他、勝俣銓吉郎（のちに早稲田大学教授）、高橋一知、蓑田長成、最上梅雄（のちにアメリカ大使館翻訳官）、花園兼定、森正俊、岩堂保、西脇順三郎（のちに慶応義塾大学教授）、山田太郎等が勤務していた⁽³⁾。しかし、藤吉は1897年（明治30年）11月にはシャムに出かけているので、約3カ月勤務したにすぎない。

この新聞編集のために藤吉は外務省に出入りするようになった。これがシャムに渡るき

っかけを作った。当時は第一次大隈内閣の時であり、外務大臣は大隈重信が兼任し、次官は小村壽太郎であった。小村は藤吉の書く記事に感銘を受けたということであるが、当時のジャパン・タイムズには署名記事がないので、どの記事か特定することはできなかった。藤吉は東京専門学校卒業生であったが、在学期間が短かったので、学生時代に大隈重信と面識があったとは思われないが、卒業生であったことから面識を得やすかったであろう。小村壽太郎とは彼が1911年（明治44年）11月の死にいたるまでかわりがあった。藤吉の墓は東京・青山墓地にあるが、小道を挟んで隣に小村壽太郎の墓がある。これも両者の関わりを示している。

ジャパン・タイムズが藤吉のシャム行きを報道したのは1897年12月6日であった。Hongkong Telegraphからの通信という形で報道し、藤吉がシャムに出向いた理由を詳しく述べている。

（2）シャムに出向くまでの経緯

藤吉がシャムに出向くことになった経緯について見てみよう。

当時のシャムの状況を見てみよう。1897年当時シャムを統治していたのはラーマ5世であった。ラーマ5世は1868年父モンクット王（ラーマ4世）の後をついで国王となったが、その時15歳であった。成人に達するまでは摂政チュアン・ブンナークが国政をみていた。その間にイギリス領マレー、オランダ領インドネシア、イギリス領インドを訪問して統治

の仕方を勉強した。成人に達しシャムの改革に乗り出したが、反対派の抵抗にあって失敗したので、改革の速度を落としてゆるやかに改革し始めた。1892年4月以降チャクリ改革と呼ばれるシャムの近代化に乗り出した。藤吉のシャムでの仕事はこのチャクリ改革の一環に位置づけられる。

なぜ、ラーマ5世がシャムの近代化に乗り出さなくてはならなかったか。それは欧米列国との不平等条約を撤廃して対等な立場で条約を締結できるようになるためである。1855年イギリスとの間に「ボウリング条約」が締結されたが、それは王室の独占貿易の廃止、領事裁判権の承認、関税自主権の放棄が定められていた。シャム人とイギリス人の間の民事事件の場合には、イギリス人領事とシャムの判事による混合裁判で裁判され、刑事事件でイギリス人が被告となった場合には、イギリス人領事が裁判をおこなった。しかし、混合裁判はその後廃止され、イギリス人が被告の場合にはイギリス人領事、シャム人が被告の場合にはシャム人の判事によって裁判されることになった。つまり、領事裁判権が確立されたのである。

この不平等条約はイギリスとの間だけでなく、フランス（1856年8月）、デンマーク（1858年）、ポルトガル（1858年）、オランダ（1860年）、プロシャ（1862年）、スウェーデンとノルウェー（1868年）、ベルギー（1866年）、イタリア（1868年）、オーストラリア・ハンガリー連合王国（1869年）、日本（1887年）、ロシア（1899年）との間で締結され

た⁽⁴⁾。これはシャムにとってきわめて不利益な条約であった。さらに、シャムはイギリスとフランスの勢力の緩衝地帯として植民地になることを免れたが、両国から武力によって土地を侵略され国の独立性を脅かされてきた。それをなくすためにも不平等条約を撤廃する必要性があった。それらを撤廃する条件としてシャムを近代国家に作り替えなくてはならなかったのである。

ラーマ5世は国の基本方針を策定するために2つの機関を設けた。1つは国政評議会（Council of State）、もう1つは枢密院（Privy Council）であった⁽⁵⁾。前者は立法機関としての役割を果たし、国王によって任命された10～12名の委員と国王によって任命された大臣と王族6名で構成された。後者は王族または官僚から国王によって選ばれた委員で数は決まっていないが、50名ぐらいで構成された。国王の立案する政策を諮問する機関であった。次に、行政機構の改革をおこなった。軍組織を整備し、徴兵制度を作って国防体制の強化を図ったこと、内務省の下に全国を18の管区にわけて知事を置き地方制度を整備したこと、王族の子弟を欧州に留学させて行政機構の中核に据える人材養成をおこなったこと、関税と歳入の再編成をおこなったこと、伝統社会の基礎をなしていた「サックディナー制度」（権威田制）の下での奴隸制や賦役制を廃止して、農民が自由に国内を移動できるように保証したこと、郵便制度や電話、電報を導入したこと、鉄道建設、国民の教育制度の整備等がおこなわれた⁽⁶⁾。さらに、司法制度の

改革がなされた。領事裁判制度をなくすためには司法制度を整備しなければならないし、さらに裁判をおこなう場合の準拠すべき法典を整備する必要性もでてきた。

そこで司法制度の改革や法典編纂のために外国人を顧問として雇用し、助言を得るシステムを導入した。

このお雇い外国人はこの法律分野だけでなく、多くの分野で採用された⁽⁷⁾。その外国人もイギリス、オランダ、イタリア、スイス、ドイツ、オーストリア、ベルギー、アメリカ等と多くの国から来ていた。それらの外国人の中に日本人も含まれていたが、なぜ日本人が入っていたかを次に見てみよう。

そのためにはシャムと日本の関係を見る必要がある。正式の国交は1887年9月26日「修好通商ニ関スル日本国暹羅国間ノ宣言」が調印された時である。シャム側はビクトリア女王即位50周年記念式典からの帰りに東京を訪問した外相テーワウォン親王、日本側は青木周蔵が調印した。その宣言をシャムは1887年12月18日、日本は1888年1月20日に批准した。その批准書交換式が1888年1月23日東京でおこなわれ、シャムからは外務次官バッサコラウオング親王が出席した。この宣言にはシャム側が積極的であったが、それはシャムの近代化を進めるにあたって日本をモデルとすることを考えていたためであるとされている⁽⁸⁾。当時日本も不平等条約を廃棄することを外交目標として努力している最中であった。日本のやり方を見習おうという方針が後に司法制度改革に日本人をお雇い外国人とし

て雇用する伏線になっている。

宣言後、シャムと日本の友好関係はスムーズに進まなかったが、10年後稲垣満次郎(1861年9月26日生まれ、1908年11月25日死亡)の努力があって、1898年「日本暹羅修好通商航海条約」が締結された。稲垣満次郎⁽⁹⁾は東京帝国大学卒業後、ケンブリッジ大学に留学し、帰国して「東邦協会」を基盤にアジア問題を積極的に論じ「東邦策士」と呼ばれるようになった。1894年稲垣はシャムを訪問し、日本と通商航海条約を結ぶ考えをシャム側が持っているかどうかを探ってきた。領事裁判権を日本に認めても条約を締結する意志がシャム側にあることを確認して、稲垣は条約を早期に締結することを主張した。1895年日清戦争で日本が勝利したことはシャムを驚かせたが、1897年5月松方内閣のもとで、外務大臣であった大隈重信は条約を締結する方針に基づき、シャムに公使館を設置し、弁理公使に稲垣を任命した。オリエンタル・ホテル(1876年に創設)の1室にその事務所を設けた。その後公使館をバンコクの中央駅の南側で、マハプルータラム通り(Thanon Maha Phrutharam)とニュー・ロードが交わる所に建設した⁽¹⁰⁾。シャムも公使としてプラヤー・リッティロンアチェート少将を東京に駐在させた。

稲垣の任務は当然通商航海条約の締結であるが、そのポイントになったのは領事裁判権を認めるかどうかである。先に述べたようにシャム側は日本に領事裁判権を認める方向であったが、シャムの総務顧問をしていたベル

ギー人のジャックマン⁽¹¹⁾の反対もあって、領事裁判権を否定する提案をおこなってきた。その交渉の過程で1897年9月には妥協が成立し、日本側の領事裁判権をシャムが認めるが、司法改革が終了しだい、それを放棄すること、司法改革を日本人法律顧問が援助することが合意された⁽¹²⁾。シャム側は日本の司法改革を見習おうという意識を持っていたことと、外国人顧問を特定の国に集中することを避けたい意向をシャム側が持っていたこと、さらに当時法律顧問に多くのベルギー人が任命されていたが、西欧法をどうシャムに継受させていけばよいか悩んでいたが、その参考として日本の事例を知りたいという希望があったこと⁽¹³⁾から合意が成立した。

日本では1880年（明治13年）7月17日刑法、治罪法が公布され、1882年（明治15年）1月1日から施行された。ボアソナードの起草になる財産法案は1888年（明治21年）12月司法大臣山田顕義から内閣に提出され、その後修正されて明治23年4月公布された。家族法も1890年（明治23年）10月に公布された。民法や商法の編纂も進められたが、法典論争の結果施行が延期されて、再編纂がなされて民法は1896年（明治29年）4月27日、商法は1899年（明治32年）3月9日に公布された。1889年（明治22年）には大日本帝国憲法が公布された。民事訴訟法は1890年（明治23年）4月21日公布され、1891年（明治24年）1月1日から施行された。刑事訴訟法は1890年（明治23年）7月10日公布され、1891年（明治24年）1月1日から施行された。これらの法典

編纂をうけて1894年（明治27年）7月16日領事裁判権撤廃と関税自主権の一部回復を実現した日英通商航海条約が締結された。不平等条約を撤廃するために、着々と西欧法を参考に法典整備を進めていた日本が、同じように不平等条約に苦しめられていたシャムにとって司法改革のモデルになると考えられたのは自然であったであろう。しかし、不平等条約で苦しんだ日本が、同じ苦しみをシャムに求めたことに、日本側のアジアの中で強国になろうとする姿勢を感じさせた。治外法権を定めた日本とシャムとの条約が締結されてから約1年後の1899年（明治32年）に日本は欧米列国との不平等条約を撤廃した。この接近した年で、一方は治外法権を撤廃したのに、他方は治外法権を受け入れざるを得なかったところに、日本とシャムの違いが出てきている。後になって藤吉がシャム公使として、治外法権の取扱に苦慮することになるろうとは、この時点では思いもよらなかったであろう。

稲垣満次郎は、先の1897年9月の合意を受けて、日本人法律顧問の人選を外務省に要請した。当時の内閣は第一次大隈重信内閣であり、大隈重信は外務大臣を兼任し、小村壽太郎が外務次官であった。稲垣は日本人の顧問をシャムに送り込むことに熱心であった。稲垣が公使になる以前から日本人の技術者がシャムで働いており⁽¹⁴⁾、それをより積極的に進めたのが稲垣である。

日本人法律顧問の人選はどうなったか。それを『追悼録』の中で、当時外務省政務局長であった早川鐵治⁽¹⁵⁾が書き残している。人

選の条件として、英語ができて、法学を心得、その上に政治外交の手腕を持っていることがあげられている。法律事務の顧問だけでなく、将来シャムと友好関係を結ぶ必要があり、さらに当時シャムの総務顧問(General Adviser)をしているジャックマンと渡り合える人物が欲しいという意向であった。そこで鳩山和夫⁽¹⁶⁾が候補にあがった。鳩山はエール大学で法学博士号を取得し、弁護士として活躍するとともに、1885年(明治18年)外務省に入り清国の水兵が日本の警察官を殺した長崎事件や神戸雑居地で外国人が地代を支払わないという問題などの外交問題等を解決し、その外交手腕を発揮していたからである。しかし、1897年(明治30年)に衆議院議長になり、弁護士としても活躍して42歳になっていたので行くはずがなかった。シャムは気候風土が厳しいので、若い者から人選することになり、外務省にジャパン・タイムズ記者として出入りし、総理大臣兼外務大臣大隈重信や外務次官小村壽太郎とも知り合いになっていた藤吉に白羽の矢があたった。

なぜ藤吉はシャムに行くことを承諾したのであろうか。エール大学で法学博士を手に入れたが、日本では東京専門学校の卒業であり、官立学校を卒業していないし、薩摩や長州のような雄藩出身でないことから、日本の中でなかなか認められない状況にあるという認識を藤吉は持っていた。それは日本の中枢に食い込めないことに対する反発心を生んだであろう。この反官・反中央の感情がシャムへの誘いに応じる決心をさせたのではないか。し

かし、長期間シャムに滞在するつもりはなかったようである。4～5年すれば仕事が片付き、それから、しかるべきポストを日本で捜せばよいと考えていたようである。

いつごろかはっきりしないが、「日本社会の悪い癖として、南方と関係をもつ人間は三流であり、四流であるという通念があった」⁽¹⁷⁾。それでも、南方にかかわった日本人の中には、日本で活躍しても一級の著名人になったかも知れない人物がいるが、このような人物はごく少数であった。その数少ない人物の中に藤吉が含まれるであろう。日本側からは「山田長政に次で白象王国の政治を輔翼するの名誉を負うものと謂ふべし」⁽¹⁸⁾とみなされていた。

シャムに行くことに同意した藤吉は、1897年10月19日付けのボードウイン宛ての手紙で、彼にシャム行きを報告し、立法作業で分からないことが出てきた場合には教示して欲しい旨を伝えている。

藤吉は1897年11月21日バンコックに到着した。当時は船でシンガポールまで行き、そこで乗り換えてバンコックに到着した。法典編纂事業に加わる予定であったので、日本の法典編纂に関する資料を持参したであろう。約2週間の船旅であった。最初は日本の外務省委嘱の特派員として赴任し、シャムに到着して後にシャムの外務省書記官となったが、それはジャックマンのもとにベルギー人5～6人が法律顧問として任命されていたので、彼らとの間で衝突が生じないように配慮した結果とされている。藤吉が赴任した当時の法律

顧問はカークパトリック (Robert J. Kirkpatrick)、カティエル (Felicien Cattier)、シュレッサー (Corneille Schlessen)、オルト (Pierre Orts) がいた。その後ダウゲ (Auguste Dauge)、ティルモン (R. Tilmont)、シモン (C. Symon)、ロビジン (Charles Robijns)、ヘンボウ (A. Henvaux)、ブッシェル (L. D. Busscher)、バウドウ (A. Baudour)、ジョツラン (Emile Jottrand) らが加わり、ベルギー人は法律分野での顧問として大きな勢力になっていた⁽¹⁹⁾。藤吉はこれらの人々とつき合っていかなければならなかった。多くのベルギー人の中に日本人が１人だけ加わってうまくいくかどうかを確認するために、まずシャムの外務省書記官として任命されたものと思われる。その経緯を示す書類が外交史料館にあるが、これは日本人が外国の官職につく場合には、日本政府の許可が必要であったために、外交史料の中に残っていたのである。藤吉から稲垣公使あてにシャムの外務省書記官となるための願書が1897年（明治30年）12月7日付けで出されていた。

さらにシャムの人々ともうまくつき合っていかなければならない。特に司法省で働くシャムの人々との融和が必要であった。藤吉が赴任した時には3代目の司法大臣であったラートブリー（ラビと略して呼ばれている）は頑固な性格で有名であり、彼との交渉では苦勞したこともあったであろう。彼は1910年6月26日まで司法大臣であり、藤吉が法律顧問であった時期と重なるだけに、きわめて重要な人物であった。さらに一夫多妻制度のた

めに国王の一族のメンバーは非常に多く、たがいに抗争を繰り返す宮廷政治の中に巻き込まれないで法律顧問としての役割を果たすことの難しさを味わったことであろう。また司法省に勤務する職員の中には裁判官を経験した者やイギリスで法律の勉強をした者、たとえばPleng Wapara⁽²⁰⁾ がおり、アメリカ法を勉強してきた藤吉にとって、やりやすい面とやりにくい面があったであろう。シャム独自の法制度が存在し、『三印法典』に代表される法典を作り上げる能力を持っており、それに基づき裁判によって運用してきたのであり、法律の専門家がいるのは当然である。

藤吉ともしっかりと長くつきあいをした司法省の法律専門家としてラオ (La-or Krairoek) がいる。彼は1897年から司法省で働きつつ、司法省付属法律学校で勉強してシャムのバリスターの資格を最初に取得した。裁判官を経て司法省次官としてラビを助けた。またティレク (William Tilleke) はスリランカ生まれでコロombo大学を卒業して、バリスターであったが、シャムに帰化して司法省に勤務した人物である⁽²¹⁾。このような人物とつき合いつつも、法制度の近代化のために、いずれ日本に帰国する藤吉にとっては、自ら立法作業を勉強しながら、ベルギー人の法律顧問やシャムの司法省の職員との妥協を図りつつ立法作業を進め、そこで得られたノウハウをシャムの法律専門家に技術移転しなければならない使命を帯びることになった。

藤吉がラーマ5世と謁見したのは、1897年12月15日メナム河の外に停泊していた船であ

った。ラーマ5世はシャムの国王として初めて同年4月7日ヨーロッパ旅行に出発し、約9カ月で13カ国を訪問した。国の近代化のために海外の事情を知り、友好関係を築くための旅行であった。その途中、ラーマ5世はかつての家庭教師であったアンナ (Anna Leonowens)⁽²²⁾とロンドンで再会を果たした。12月にシャムに帰国してから、藤吉はラーマ5世と謁見することができた。どんな謁見だったのであろうか。藤吉はジャックマンやベルギーからの法律顧問とはそれより以前に会っていた。そこで藤吉はジャックマンとともに国王に会い、次のことを申し上げた。

「日本とシャムとの条約締結の談判が斯う々々云う程度までになって居る、而して日本が法典編纂其他条約改正と云ふことに就て、シャムを扶けると云うことになって、日本の政府の推挙になって日本人の私が参ったと云うような総ての話をして、是非此法典編纂と云ふことは、条約改正が出来上がるまでは動かすべからず所の国是として置いて貰いたいのである。又斯く陛下より宣言して置いて頂きたいのである。これに就いては明日陛下が御上陸の際に外国使臣からのお喜びの祝辞を申上げ、又政府の百官からお喜びを申上げる。で其祝辞に対して皇帝のお答へになる時の勅語の中に何うか法典編纂の事を一言勅語として賜りたいのである、斯う云ふ事を兩人して申上げた。所がそれが宜しいと云ふことになって、而もローランジャックマンが其晩其勅語の草案を作ることになった」。そして「朕が今度欧羅巴漫遊中に於て見聞したる處

に依て、種々感じたる事ある中にも、欧羅巴に於ては善良なる法律が善良なる裁判官に依て親切に施行せられて居ると云ふ事は朕の最も深く感じたる事の一つである故に我国に於いても法典の編纂と司法制度の改善と云ふことは、朕の将来期する所である云々、斯う云ふ事を詔勅に入れたのであります」⁽²³⁾。弱冠28歳の藤吉が述べたことが詔勅となったことに藤吉は感激したようである。これによって法典編纂が不動の方針となった。

語学の好きな藤吉はさっそくシャム語の勉強を開始したと思われる。シャム語を勉強しつつ、藤吉は、最初はシャムの外務省書記官であったので交渉中であつた通商航海条約についてシャム外務省にいて稲垣を補佐していたと思われる。条約の交渉では最終的には、本文には領事裁判権については何も書かないで、議定書の中でシャムの「司法改革ノ完了セラルル迄即チ刑法、刑事訴訟法、民法（但シ婚姻法及ビ相統法ヲ除ク）民事訴訟法及裁判所構成法ノ実施ニ至ル迄日本国領事官ニ於テ在暹羅国日本国民ニ対シ裁判権ヲ執行スルコトヲ承認ス」ということで合意がなされた⁽²⁴⁾。この条約は1898年2月25日バンコクにおいて調印され、4月30日批准された。

この交渉にシャム側の一員としてジャックマンも加わっており、藤吉との間で交流があったであろう。その結果、藤吉はジャックマンに気にいられた。条約が批准された1898年4月ジャックマンの補佐 (assistant general adviser)、つまり総務顧問補佐 (Phu Chuai Khong Thi Pruksa Ratchakan) として採用さ

れた。この地位は1901年4月に藤吉が法律顧問(legal adviser)になるまで続いた。この時に法律顧問になったのは、ジャックマンの死亡によって総務顧問部が廃止されたためである。その後総務顧問として2人が任命されたが、主に外交問題の顧問に限定されており、立法にはタッチしていない。ストローベル(Edward Henry Strobel, 1904年から1908年まで)とウエステンガード(Jens I. Westengard, 1908年から1915年まで)であり、いずれもハーバード・ロースクールの国際法の教授であったが、ジャックマンと異なり、主に外交問題の顧問に限定されており、立法作業には深くタッチしなかった。

ラーマ5世は、藤吉がシャムに赴く前から、司法制度の改革に着手していた。ラーマ5世は、正式に1892年3月25日司法省を設立した⁽²⁵⁾。初代の大臣はオックスフォード大学のバリロール・カレッジ(Balliol College)で法律学を勉強したサワット親王(Prince Sawat)であった。1893年裁判所構成法を成立させ、重罪刑事裁判所(Ratchathanphichet Court)を設置し、さらに少額な事件を扱う裁判所(Borispha Court)を設けた。しかし、サワット親王のもとでは大きな改革はできなかった。

1894年10月22日には2代目の司法大臣としてピチェット親王(Prince Phichit)が任命された。サワット親王は1893年9月にヨーロッパに旅立ったために、一時ロムワラヌラ親王(Prince Promwaranulak)が代行をしていたが、その職務を十分果たせなかったために、ラーマ

5世は嫌っていたピチェット親王を司法大臣にせざるをえなくなった。ピチェット親王はラーマ4世の21番目の子供であるが、法律に関心を持ち、1874年から国王が特別に設立する裁判所(Rapsang court)の裁判官となり、さらに1876年設立された最高裁判所(Dika court)の裁判官に任命された。海外の大学に留学はしていないが、『三印法典』⁽²⁶⁾やシャムの伝統的な法典(Thammasat)や司法制度にもっとも詳しくなった。積極的な性格であり、ラーマ5世の政策に批判的であったために嫌われていた。しかし、彼に代わる人材がいなかったために司法大臣に任命された。司法制度の改革に乗り出し、後で述べるように証拠法・暫定刑事訴訟法・暫定民事訴訟法・拷問廃止法の制定、鞭打ちの刑の代わりに刑務所に収監すること、遅延している訴訟の早期解決等の成果をあげたが、病気を口実に1897年3月3日に司法大臣を辞めた。辞任後は立法制定の審議会委員、最高裁判所の判事や法律学校での教師となって、司法制度の改革に貢献した。

ピチェット親王が辞任した後、11年間イギリスで教育を受け、オックスフォード大学のクライストチャーチ・カレッジ(Christchurch College)で法律学を学んで法学士を取得して、1896年帰国していたラートブリー親王(Prince Rabi of Rajburi, ラーマ5世の第14子)⁽²⁷⁾を、1897年3月3日司法大臣に任命し、引き続き司法制度の改革に乗り出した。1892年9月にベルギーからジャックマンが総務顧問として赴任した。

この大臣の交代の期間に、1894年に新しい裁判所制度を導入し、2つの治安裁判所(the Borispha)、中央刑事裁判所(Sarn Aya)、民事裁判所(Sarn Phaeng)、国際裁判所(Sarn Tanpatet)、控訴裁判所(Sarn Uthorn)、最高裁判所(the Sarn Dika)が設置された。さらに租税裁判所(Sarn Sanphakorn)も設置され、7種類の裁判所が生まれた。それまで16もあった裁判所を整理した。さらに裁判官を養成するために法学教育の機関として司法省内に1897年に法律学校が設置された。ラートブリー親王自身もここで法学を講義した。

1895年1月10日にはジャックマンの勧告によって法案を審議する立法評議会(Legislative Council ラーマ5世が会長)が設置された。これは国政評議会や枢密院とは異なり、多数決で決められるようになっていたが、12名の大臣と国王が任命する評議員で構成された。ここで法律案が討議され、合意が得られれば、国王の裁可を受けて、御璽が押されて公布される。これによって法律制定の手続が明確になった。

シャムでは法律を勉強するためにイギリスに留学するケースが多く、そのためにイギリス法をシャムに導入する動きがあったが、イギリスは判例法主義の国であって、シャムに導入するのは困難であることが判明し、大陸法を導入することになった。カートパトリックやベルギー人の法律顧問補佐の援助を受けて、1895年に裁判所構成改正法と証拠法、1896年に暫定民事訴訟法(11月)と暫定刑事訴訟法(4月)を公布した。熱い湯の中に手

をいれて火傷をしない場合に無罪(探湯の法)としたり、焼けた石炭の上を歩いて火傷しない場合に無罪(探火の法)としたり、長く潜水する者を敗訴(潜水の法)としたり、蠟燭に点火して早く消えた者を敗訴したりという不合理な立証方法があったが、それらを廃止した。さらに当時の裁判官は俸給がきちんと支給されず、判決の中で支払いを命じて徴収する罰金を収入とすることが認められていたために、法が権力や金力に左右され、正当な運用が期待できなかった。そこで、裁判官にきちんと俸給を支給することになった。

さらに各省にあった裁判権を陸海軍省以外の裁判権と地方の行政府が担当していた司法事務を司法省が一括して管轄することに改め、裁判所を行政付属の機関とは異なり、独立した機関とすることになった。これには保守派の抵抗があったが、ベルギー人の顧問が提案して実現した。

裁判所構成法はフランス法をまねているが、証拠法と2つの訴訟法はイギリス法の影響を受けていた。イギリスでの留学から帰ってきた者がイギリスの法制度に慣れ親しんできた結果であろう。したがってイギリス法の影響がなくなっているわけではなかった⁽²⁸⁾。これらの法律によって民事と刑事の区別、検察と警察の権限の区別が明確になった。この点も法の近代化にとって欠かせない条件であった。

ラートブリーはこれまでの旧法を整理して、索引と注をつけて1901年に2巻にまとめた。これは、すぐには新しい法典を制定すること

は難しいので、現に適用されている規範の内容を明らかにして、法典が制定されるまでの間、裁判規範として利用することを目的としていた⁽²⁹⁾。これは司法大臣の名前から「ラートブリー法典」と呼ばれている。

しかし、新しい法典を作成する必要性がなくなったわけではない。そのために1898年1月に「法律結集委員会」(Khanakammakan trust chmra kotmai)を発足させた⁽³⁰⁾。委員はラビ司法大臣、前司法大臣であったピチュット親王、民事裁判所所長のプラヤー・プラチャ、刑事裁判所所長のキットコーンチュック、外国人としてジャックマン、カークパトリック、シュレッサー、それに藤吉が加わり、8名で構成された。最初に刑法の草案作りをおこなった。その起草委員としてカークパトリック、シュレッサーと藤吉の3名が選ばれた。3名が議論しながら立案をした。しかし、カークパトリックとシュレッサーは病氣勝ちであったために、実質的に藤吉ひとりで検討せざるをえなかった。国王に関する罪と国事に関する罪は外国人が起草するのが不適切であるので、それらを除いて他の規定を起草した。その際、日本、ベルギー、インド、スイスの刑法を参考にしながら、1898年7月には仕上げて、立法評議会に提出した。しかし、立法評議会での討議にかけられなかったもので、しばらく刑法草案は棚ざらしになっていた。刑法草案の内容については後に述べることにする。

なお、日本からもう1人法律の専門家を顧問として呼ぶ要請がシャムからあった。でき

るかぎり日本人顧問をシャムに送りこもうという稲垣満次郎のシャムでの運動の成果でもあろう。藤吉と一緒に刑法草案を作成したシュレッサーが病氣のためにベルギーに帰国すること、さらにもう1人が翌年にベルギーに帰国するので、日本から呼ぼうということになった。藤吉の義父である九鬼隆一が動いて人選にあたった⁽³¹⁾。早速東京および京都帝国大学の法学の教授から選ぼうとしたができなかった。しかし、当時大阪控訴院検事の香阪駒太郎がこれに応じて、年俸6000円で赴任することが決まったが⁽³²⁾、結局実現しなかった。その理由はイギリスも法律顧問を送り込もうとし、その送り込みに成功したこと、ベルギーもそれまでの既得権を確保するために動いたので、日本は割って入り込むことに失敗した。香阪駒太郎はその後、宮城控訴院検事長、大審院検事を歴任している。

また注目されるのはシャムで弁護士資格を取得した日本人が藤吉がシャムに滞在している間にいたことである。彼は村松山壽という。当然藤吉と交渉があったであろう。村松は1867年2月生まれで、藤吉より3歳上である。旧仙台支藩大内氏の家臣であった村松直人（翠園または恒亭）という儒者の息子である。1885年英吉利法律学校英語法科に入学するが、1888年アメリカに留学し、ミシガン州のオリベット大学文学部、さらにミシガン州立大学ロースクールで米国法律学士を得て、1892年帰国した。一時第二高等学校講師となったが、弁護士として活躍した⁽³³⁾。1902年4月バンコックに渡り弁護士業務に従事し、シャム国

法廷および英国法廷弁護士免許を得た。村松は法律新聞126号（1903年2月6日発行）には「暹羅談」という題で、シャムの裁判制度についての文章を掲載している。それによると、当時外国人の弁護士は6人おり、イギリス人が4人、フランス人が1人で、日本人として松村がいた。これは領事裁判権を持っていた国では、裁判には弁護士が必要になるので、外国人の弁護士がシャムで業務をおこなっていたのである。松村がシャムにいた期間であるが、「法律新聞」84号（1902年4月28日発行）に「暹羅国東亜公署顧問村松山壽」という題で似顔絵が掲載されていることからすると、1902年にシャムに出かけていることが分かる。1903年1月末には日本に帰国している。シャム滞在中は、日本人ではなく、中国人を相手に弁護士活動をおこなった。村松の後任の日本人はいなかったようである。

（3）結婚へ

藤吉は1898年9月には休暇をもらって稲垣公使と一緒に日本に帰国した。はじめての休暇であった。その目的は結婚であった。満28歳になっており、シャムでの生活のためにも結婚が必要になってきた。現地の人との結婚を嫌い、日本女性との結婚を希望した。しかし、シャムで生活することを前提とする結婚にしりごみする女性が多くて、相手がなかなか決まらなかった。

シャムについてのイメージは、いくつかの探險を記録した本によって作られていた。シャムと日本との交流が、江戸時代の鎖国後、

再開したのは1875年（明治8年）2月のことであった。オーストリア公使セツファーがシャムとの貿易を日本に勧めたことを受けて大鳥圭介、川路寛堂、河野道曾が太政大臣の三条実美にシャムとの貿易についての建白書を提出した。そこでシャムに渡航した大鳥圭介が調査した結果をまとめた『暹羅紀行 明治シルクロード探險紀行集成』（1875年6月）や、陸軍中尉を辞めて1893年（明治26年）短期間シャムの事情偵察に出向いた岩本千綱がまとめた『暹羅国探險実記』（1893年）、1896年12月山本辰介⁽³⁴⁾とともにタイ、ラオス、ベトナムを徒歩で旅行した記録をまとめた『三国探險実記』（1897年）が出版された⁽³⁵⁾。特に後者2つの本によって、シャムでは熱帯病がはやり、森には虎や毒蛇が棲息する未開の国であって、日本より遅れた地域というイメージが定着しており、娘をそこに送り出すのを躊躇するケースが多かった。

早川鐵治によると、松方正義宅で藤吉の結婚相手をどうするかという話が出て、九鬼隆一男爵に娘がいるので、早川に仲介の労を取ってはどうかという話になった。早川はシャムという熱帯地方にいく話なので、迷ったが九鬼男爵に話を持っていった。その娘光子は夫が有為な人ならばどこでもついて行くということで、話がまとまった⁽³⁶⁾。藤吉の休暇の期間に限りがあるので、二人は1898年11月結婚式を上げた。その時の写真が追悼録の中に掲載されている。

九鬼家は戦国時代伊勢志摩を本拠とする伊勢水軍であったが、関ヶ原の戦いの後、徳川

家康の命によって、丹波綾部と摂津三田に知行を認められた。九鬼隆一は三田藩士の星崎貞幹の次男として1852年（嘉永5年）8月7日に生まれた。三田藩の藩校であった造士館での成績が抜群であったことから綾部藩の家老であった九鬼隆周の養子になった。1869年（慶応3年）家督を相続して家老家の当主となり、藩の権少参事、兼学館督学、兼中隊長になった。しかし、その年、九鬼は上京して慶応義塾に入り、1871年（明治4年）7月文部省ができたを受けて、その年に文部省に出仕した。大学南校の生徒寮長、副長心得になり、1873年（明治6年）にはヨーロッパに教育視察にでかけ、帰ってから当時の文部卿木戸孝允に認められて、出世をし、1880年（明治13年）には文部少輔（今の文部次官）になった。「九鬼の文部省か、文部省の九鬼か」と言われ、省務を取りしきっていた。1884年（明治17年）9月特命全権公使としてアメリカに赴任した。帰国後、1888年（明治21年）9月27日宮内省臨時全国宝物取調委員長になり、1889年（明治22年）5月帝国博物館総長となって、1900年（明治33年）退職するまで美術行政に携わった。1890年（明治23年）には貴族院議員、1895年（明治28年）6月には枢密顧問官となった。1896年（明治29年）6月5日、「勲功」によって男爵を授けられた。藩閥以外の出身であるのに、ここまでの成功を成し遂げた⁽³⁷⁾。

九鬼隆一は4男1女の子供がいた。綾部藩の家老職沢野の娘農子と結婚して、1870年（明治3年）9月長男哲造をもうけたが、

1895年（明治28年）9月12日病気で死亡した。農とは離婚してから、九鬼は洋学の勉強の必要性を感じて上京し慶応義塾に入った。文部省に出仕してから1883年（明治16年）5月12日波津子（初子、波津ともいう）と結婚した。波津子は杉山弥右衛門とくまの長女として1860年（万延元年）10月1日に生まれたが、明治になって経済的困窮から花柳界に身を置いた。京都祇園の芸妓という説と東京新橋の芸者という2つの説があるが、いずれともはつきりしない⁽³⁸⁾。九鬼家では祇園説を取っている。波津子が15歳ぐらいのころから両者は関係を持っていたと推測されている。つまり、妾として囲われていたと思われる。波津子は戸籍上では兵庫県士族星崎琢磨（九鬼隆一の実兄）の養女となって、九鬼隆一と1883年（明治16年）5月1日に結婚している。長女光子は同年5月15日に誕生している。光子は戸籍上では兵庫県士族九鬼清一の妹になっており、そこから隆一と波津子の養女となっているが、ふたりの間の子供である。光子が生まれる2週間前に波津子を隆一の正妻にしたことになる。波津子は九鬼との結婚を最初から固辞していたが、結局結婚に応じた。これがその後の悲劇を生む原因になった。

その後1884年（明治17年）3月21日に次男一造ができた。同年5月アメリカに赴任する際にも、病気と性格不一致を理由に波津子は離婚を申し出ていたが、結局子供2人を日本において、夫と共にアメリカに出かけた。必死で学んだ英語とその美貌でアメリカで大変評判になって、夫の仕事を支えた。1885年

(明治18年) 5月15日にはアメリカで三男三郎を生んだ。四男周造を懐妊した時、「美術取調委員」としてヨーロッパからの帰国途中であった岡倉天心に託されて、夫より1月半早く日本に帰って、1888年(明治21年) 2月15日周造を出産した。このアメリカからの船旅が当時26歳の岡倉天心と28歳の波津子を結びつけることになった。

岡倉天心は九鬼隆一に引き立てられて美術行政の専門家として注目を浴びていたので、両者はそれ以前から知り合いであったであろう。九鬼隆一は女癖が悪くて、女性関係がたえなかったから、波津子に岡倉天心が同情したことからはじまったのであろうか。これは当時大スキャンダルとして世間を騒がせた。これが1つの要因となって岡倉天心は1898年(明治31年) 3月博物館理事兼美術部長を罷免され、さらに1890年(明治23年) 10月より就任していた東京美術学校長非職を命ぜられた。天心にとっては人生の中で最も苦しい時期になった。

1894年～5年(明治27～8年) ごろ、波津子は九鬼と別居し、三郎と周造を連れて、岡倉天心の住宅の近くの下谷の中根岸に住居をかまえた。隆一は麹町三年町に住んでいたが、光子と一造は父のもとにいて、光子は日曜日には根岸にやってきて、母から茶の湯を教わったという⁽³⁹⁾。周造の随筆によれば、母のもとに岡倉天心がよくやってきていたという。

二人の離婚問題は1900年(明治33年) 3月16日、隆一が帝国博物館総裁を辞職してから解決した。官僚として生きてきた九鬼として

は離婚は避けたかったのであろう。官僚をやめる決心をして離婚に応じる気持ちになったものと思われる。九鬼隆一は同年8月20日離婚に踏み切った。波津子は星崎波津子にもどったが、すでに41歳になっていた。しかし、波津子はすでに精神を病み、1902年(明治35年) 10月27日東京府立巢鴨病院(のちの松沢病院) に入院して以来入退院を繰り返して、1931年(昭和6年) 11月20日死亡した。享年72歳であった。隆一も官僚をやめてからは病氣勝ちであったが、多くの美術関係の著述を発表した。また後述のように、藤吉のシャムでの仕事を側面から支援していた。1931年(昭和6年) 8月16日死亡した。享年80歳であった。

藤吉と光子の結婚式がおこなれる頃は、離婚問題で九鬼隆一と波津子は悩んでいたころである。藤吉としては平民出身であり苦学してやっと今の地位を手に入れた身にとっては、士族出身である男爵の娘と結婚するということは願ってもないことであったであろう。しかも、実母がなくなった後、母とも思う中野光子と同じ名前であったことに神の導きを感じとったのかもしれない。

光子にとってはどうであろうか。光子自身の記録がほとんどないので、推測しかできない。華族女学校にかよっていたが、当時15歳ぐらいで結婚するのが普通であったので、結婚の時期として早いということはないであろう。シャムという遠くて暑い国にいくという思いきった決心をする背景には両親の離婚問題があったのではないか。15歳になって

いるので親の仲が悪いのを子供なりに悩み、そこから逃れたいという気持ちを持っていたのではなかろうか。結婚式の写真を見ると、光子は細おもてであり、母親によく似た美人である。母親は顔の造作や手指が華奢であり、言葉数が少なかったとされているが、光子もそれに近かったのではないか。両親が離婚後、母が精神をやんだことに心を痛めたことであろう。シャムから帰国する度に、九鬼家に滞在し、母を見舞ったであろう。弟の九鬼周造はキリスト教に改宗したが、姉の光子はクリスチャンにはならなかった。

九鬼隆一にとってはどうであったのであろうか。九鬼はこれまでの官界での経歴から、次は文部大臣になりたいという希望を持っており、そのための画策をやっていた。そのチャンスは何回かあった。黒田内閣（1888年4月30日～1889年12月23日）の途中で初代文部大臣の森有礼が刺殺された後、九鬼は大臣候補のうわさにはなったが、大山巖、榎本武揚が文部大臣になって実現しなかった。第一次山縣内閣（1889年12月24日～1891年5月5日）では榎本武揚が文部大臣となった。第一次松方内閣（1891年5月6日～1892年8月8日）では福沢諭吉の怒りをおそれて、九鬼は文部大臣に任命されなかった。

九鬼は福沢諭吉の弟子の一人であるが、福沢の怒りを買ったことは有名な事件である。1879年（明治12年）9月の教育令の制定や「明治14年の政変」をきっかけとして両者の関係が決裂した⁽⁴⁰⁾。それが文部大臣にならなかった要因になった。そこで九鬼はそれま

で親しくしていた松方正義に愛想つかしをしたらしい。しかし、その後娘の結婚の話が松方正義から持ち込まれたのであるが、それを断っていない。また大臣になるチャンスを期待したのであろうか。一方、まだどうなるか分からない28歳の若者に光子を託す不安はあったであろう。しかもシャムという気候風土の悪い所にやることに、気が進まなかったであろうが、結婚を進めたのではないか。

その後の藤吉の生き方に九鬼隆一の生き方が影響を与えているように思われる。藤吉は伊予大洲の貧しい商家の出身であり、苦学してエール大学で法学博士を手に入れ、シャムでやっと人並みに生活ができる状態になった。しかし、シャムで一生暮らす予定ではなかったであろうから、いずれ日本に帰ってどうするかが問題になる。すでに藤吉の両親は死亡しており、その時相談に乗ったのが九鬼隆一や義理の弟であり内務官僚であった九鬼三郎であったであろう。政治や法律の世界にかかわってきたからである。これに対して九鬼周造は1912年（明治45年）東京帝国大学卒業し、そのまま大学院で哲学の勉強をしており、政治や法律の世界を拒絶する傾向があったので、両者の接触は少なかったかも知れない。しかし、その後、京都帝国大学の哲学の教授となった周造はキリスト教徒に改宗しており、その点では藤吉との交渉があったであろうと思われる⁽⁴¹⁾。

（4）東京帝国大学とのつながり

藤吉は結婚のための帰国中、東京帝国大学

法科大学にある法理研究会38回通常会で1898年（明治31年）12月20日、「暹羅国の法律事情」という題で講演をおこなった。場所は学士会事務所であった。この内容は国家学会雑誌12巻141号に掲載されているが、シャムに法律顧問として赴任する事情、刑法編纂の過程、シャムの裁判制度、法学教育について話している。最後にシャムの学生が日本に法学教育のために留学にくる場合は御願いますということで締めくくっている。これが日本での最初の講演だったのではないと思われる。相当緊張した様子が窺われる。この講演を進めたのは穂積陳重⁽⁴²⁾である。藤吉と穂積がどこで知り合いになったかは分からない。ボールドウィンから紹介してもらった鳩山和夫を通じて知り合った可能性は高いであろう。それだけでなく、穂積は宇和島の出身であり、伊予大洲とはきわめて近い。同郷であるという繋がりから親しくなったことが考えられる。今より以上に同郷という繋がり of 強さを示しているように思われる。東京専門学校普通英語科を同じ年に卒業した山田三良が東京帝国大学法科大学教授として活躍していた。山田は東京専門学校校長であった鳩山和夫の勧めで、普通英語科を卒業後東京帝国大学法科大学大学院に進み、穂積陳重が指導教授となり国際私法を専攻した。山田三良が穂積陳重に藤吉を紹介した可能性もあるが、1897年（明治30年）12月末から1901年（明治34年）8月まで欧米に留学しているので、その可能性は小さいと思われる⁽⁴³⁾。

この繋がりから藤吉が後に東京帝国大学か

ら法学博士号を受けることになった。1900年（明治33年）5月26日日本に帰国した時⁽⁴⁴⁾にも講演をおこなっているが、その時穂積や梅謙次郎に博士論文を提出するよう薦められた。1901年（明治34年）に『Study on Siamese Ancient Law』（シャムの古代法に関する研究）という英文の論文、自分が起草したシャムの会社法案の英文（Company Law of Siam）とドイツの商法学者ゴールド・シュミット氏のその法案についての論評を参考資料として提出して、1903年（明治36年）3月に博士号が認められた⁽⁴⁵⁾。当時は論文を提出して法学博士になる事例はすくなかった。藤吉より早く法学博士号を授与されたのは57名いたが、その内論文を提出して博士号を得たのは5名だけである⁽⁴⁶⁾。当時は帝国大学評議会推薦、博士会推薦、東京帝国大学総長推薦、京都帝国大学総長推薦で博士号を取得できたので、その方が多かった。特に藤吉は日本で法学教育を受けていないし、日本の学士号を持っていない者が論文で法学博士になったのはきわめてめずらしかった。

藤吉の博士論文の現物は現在東京大学に保管されていない。関東大震災の時に消滅した可能性が大である。その要旨はYale Law Journal（1901年11月刊）や法学協会雑誌18巻9号に「暹羅国古代法研究ニ就テ」という表題で掲載されている。世界の法律を、英法、仏法、羅馬法、印度法、支那法の5つに区分けし、シャムの古代法が印度法からの影響を受けていること、さらに仏教の影響を受けていることを立証している。つまり、インドの

マヌ法典の規定がシャムの古代法(Siamese Phra TamassatとSiamese Laxana Tat)に取り入れられていることを実証している。その事例として奴隷に関する規定や裁判における証人の規定、債務不履行の場合の懲罰的損害賠償の規定を取り上げている。今でいえば比較法の視点からシャム古代法を印度法の系列に位置づけたということになろう⁽⁴⁷⁾。

藤吉は東京専門学校の卒業生であるが、シャムから休暇で帰国した時、たびたび東京帝国大学で講演をおこなっている。たとえば1907年（明治40年）9月19日にはシャムの新刑法について講演をしている⁽⁴⁸⁾。さらに法学博士を東京大学から授与されたりと、東京大学とのつながりを持っている。ところが東京専門学校の講演した記録を見つけることができなかった。母校とのつながりが強くなかったことを指摘できよう。私学より官立の学校とのつながりを持っていた方がよいという打算が働いていたのかも知れない。九鬼三郎、周造という義理の弟が東京帝国大学の卒業生であることも、その関係を深める動機になったのかも知れない。さらにシャムでの立法作業を進める上で日本法を参考にするための情報を入手するのに、日本での法学界をリードしている東京帝国大学とのつながりを持っていた方が便利であるという気持ちもあったであろう。東京専門学校での在学期間が短かったという事情を考えると、現在の早稲田大学で藤吉のことがほとんど忘れ去られたのもやむをえないと言えよう。

（５）シャムでの生活

はじめて藤吉がシャムに出かけた1897年（明治30年）ごろ、日本からシャムに行く直便はないために、香港またはシンガポールまで行き、そこからバンコックに向かうはかなかった。香港からバンコックに行くのは週1便しかないで、シンガポール経由がよく使われた。神戸から香港までが1週間、香港からバンコックまでが1週間であるが、便が少ないので3週間ぐらいを見ておく必要があった。香港からシンガポールも1週間、シンガポールからバンコックまでが4日かかるといふ。どの経路でも3週間必要であったといふ。

運賃をみると神戸ーシンガポール間が下等で45円、シンガポールーバンコック間が下等で4円、上等で20円かかった。それに香港やシンガポールでホテルに泊まる必要もあり、それらを入れると日本とシャム間は下等で150円ぐらいの費用が必要であった⁽⁴⁹⁾。

シャムでのお雇い外国人として働く際の契約書を見ると、年額3000ドル（5000ティカ）で、家具の付かない家を提供すること、日本からシャム、シャムから日本への旅費として300ドル（500ティカ）が支給されることになっていた⁽⁵⁰⁾。この年額は日本の1等書記官と同じ額であった。これでは生活するには不十分であったし、他の顧問より低いので増額交渉がなされ、1899年（明治32年）4月から3600ドル（6000ティカ）、1900年（明治33年）4月から5400ドル（8400ティカ）に増えている。同年11月4日の契約では年額1000ポ

ンドであった⁽⁵¹⁾。これが長い期間続いたが、貴族の称号を得てから1万8000ポンド、2万600ポンド、さらに2万4000ポンドにあがっている。これがどの程度の生活を保証しているのか。召使いを何人も雇える額であろう。1年毎に日本に休暇のために帰ることが保証されていた。法律顧問を辞職してから年金もつき、それが日本のシャム公使館から送られ、日本での生活も保証された。

結婚をした直後はジョッランドの向かいの家(現在のThanon Phlab Chai)にすんでいたが、ジョッランドは1898年12月13日の日記の中で、光子が家で和服を着ていること、顔が長円形(卵形)で、目が楕円形をしていること、英語を少ししか話さないことを書いている⁽⁵²⁾。

子供が増えてからチャロン・クルン通り(Charoen Krung Rd.ニューロードとも呼ばれた)に住居をもうけた。明治時代のころバンコックにやってきた日本人はヤワラ街(Yaowaraj Road 現在では中華街として知られる)の北にあるバーンモーあたりに多く住んでいたが、ニューロードは1862年に建設を初めて、1864年に完成したシャムで最初の舗装道路であり、街灯がはじめて設置された通りでもある。王宮の東から出発して、バドゥン・クルン・カセム水路を越え、チャオブラヤ川に並行して延び、南下してタノン・トクにいたる8.2キロの道路である。それまで水路が交通手段であったが、西洋人が健康のために乗馬場を求めたことに応じて建設され、当時電車が道を走っていた。このあたりは外

国人商社が店を構え、キリスト教関係の施設も建てられ、外国人が多く住んでいた⁽⁵³⁾。藤吉の自宅がどのようなであったかを示す資料は見つかっていないが、多分2階建の西洋館であったであろう⁽⁵⁴⁾。その自宅から馬車で役所に通ったものと思われる。時には家の前を走る電車に乗ったのかもしれない。

その後、大正・昭和にかけて日本人はニューロード寄りのスリオン、サートン、シーロム、シーブラヤーに住むようになった。この地区は現在ではバンコックのビジネス街や繁華街になっている。

夫婦仲はどうだったのであろうか。1904年(明治37年)2月以来バンコックの皇后女学校(ラーチニー女学校)教育主任として働いていた安井てつは、日本の友達への手紙の中で、友達から送られた着物を「丁度政尾さんに出産(次男隆二郎のこと)があつてわざわざ御知らせ、そこで御祝にあげました、こういう土地ではゆかた一枚でも助かりますからね」。同時に送られた塩せんべいを「近所にもあげ、政尾さんと御子様がこられた時も出し」⁽⁵⁵⁾た。さらにその御礼として「政尾さんに晩餐によばれて久しぶりにゆるゆる御話を伺いました。中々夫婦仲よろしく、ハッピーに見えますー」⁽⁵⁶⁾と書いている。この最後の点点はなにを意味するのであろうか。何か含みのある点点ではないだろうか。藤吉はシャムでは女癖が悪かったという話も伝わっている。シャムは性にはおおらかな国であり、男性が妻以外の女性と交わることに寛容であったし、昔伊予大洲にいるころ女性

にもてたという話もあり、シャムでももてたのであろうか。日本に休暇のために帰国した後、健康のため妻と子供を日本に置いてシャムに単身で帰ってきたこともあったようである⁽⁵⁷⁾。しかし、女性との交渉を裏付ける証拠は見つかっていない。クリスチャンであることを考えると、その話が本当かどうか確認する必要がある。

長女千代子は1900年（明治33年）2月シャムで生まれた。長男一郎は1903年（明治36年）3月12日シャムで生まれたが、同年5月3日日本に帰国する船の中で死亡した。次男隆二郎は1904年（明治37年）8月12日生まれた。次女久子は1906年（明治39年）1月8日生まれた。子供達の教育問題には頭を悩ましたことであろう。シャムでは日本人学校ができていない時期であった。子供が大きくなるにつれて、十分な教育ができないことから、藤吉達が帰国したいという気持ちが強くなっていったであろう。暹羅国日本人会が結成されたのが1913年（大正2年）9月1日であり、藤吉一家がシャムを離れた後であった。盤谷日本尋常小学校が開校するのは、さらに遅くなって1926年（大正15年）5月28日であった。藤吉は子供達の教育はすべて日本で受けさせた。そのために年齢がいったから学校に通い出した。長女は東京女学館、次女は学習院、長男は慶応幼稚舎から麻布中学を卒業し、その後アメリカに留学した。

シャムの人口は山口武『白像王国』（博文館、1912年5月）という本によれば、1905年内務省のはじめての調査によれば、地方12州

だけであるが、330万8032人（男子162万4462人、女子168万3570人）であった。残りの3州の概算調査では197万8260人であり、バンコックだけの調査は1909年におこなわれているが、86万7451人（男子48万7981人、女子37万9470人）であり、合計615万3742人となる。約600万人の人口ということであった。うちバンコックには人口の14%が住んでいたことになる。2000年の時点から見れば10分の1の人口であったことになる。

1909年の外国人の統計によるとイギリス国籍（インドを含む）5217人、フランス国籍が1万6283人、オランダ国籍が1920人で、この3国で96%を占めていた。公使館ができる前のシャム在留の日本人は男性が24人、女性27人であった。合計51名にすぎなかった。つまりシャムでは日本人は少数派であったことが分かる。その内訳は、商業店主4人、商業店員4人、医師1人、画工1人、写真師1人、ベッ甲師1人、建築技師1人、通訳1人、語学生3人、内地探險者2人、醜業戸主2人、からゆきさん15人、元からゆきさんで結婚している者5人、外国人の妻4人、醜業者の妻2人と分類されている。藤吉がシャムに赴任した当時は、女性の多くがからゆきさんであった⁽⁵⁸⁾。公使館ができて、きちんと教育を受けた女性が少しではあるが滞在するようになった。稲垣満二郎公使夫人、田辺書記官夫人、檀野禮助三井物産バンコック出張所夫人⁽⁵⁹⁾、安井テツ、河野キヨ、中島とし、三木知佐（宮内省管轄下の美術学校教官・のち校長三木栄夫人⁽⁶⁰⁾）、政尾光子らであった。

バンコクの社交界で日本夫人の代表として活躍したことであろう。稲垣公使夫人は美人として有名であって、チュラロンコン王に気に入られていたという。政尾光子はどうであったのであろうか。

1897年5月の在留邦人は51人（男24人、女27人）であり⁽⁶¹⁾、1910年末の調査でもやっとならば在留邦人は199人にすぎなかった。多くは商売をやっており、藤吉らはそれらの店を利用したことであろう。写真業、理髪業、洗濯業、売業等⁽⁶²⁾の自営業に従事する者がいた。もちろんそれだけでは足りないもので、住居の近くの中国人街でも調達したであろう。熱帯の病気、たとえばコレラが蔓延することもあり、日本人の医師や歯科医師がバンコクにいることは、藤吉一家にとっては心強かったであろう。もちろんヨーロッパからの医師もバンコクには滞在しており、利用することもあったであろう。

飲み水の確保は大変であり、雨水を蓄えて、欧米製の濾過機で濾して飲んでいた。バンコクは水の都とされ、水は豊富にあったが、飲み水には適さなかった。

娯楽として映画が日本から持ち込まれている。日本に映画が入ってきたのは1896年11月7日であるが、日露戦争の実況映画が日本でヒットし、その海外輸出がなされた。シャムにはマラヤでゴム園を経営していた渡辺知頼が映写機械やフィルムを購入し、映写技師兼弁士を連れてシャムに帰ってきた。1904年10月稲垣満次郎公使は喜んで、田辺熊太郎領事、藤吉、安井テツらの在留邦人10数名を公使館

に招いて試写会をおこなった⁽⁶²⁾。これが大変好評であり、日本から大量のフィルムを購入して、日本映画館の常設館が繁華街ナコンカセームに設けられた。バンコクの人々に喜ばれ、藤吉たちもそれを楽しんだであろう。

日本公使館ではタイ王室の人達を呼んで、晩餐会を開催し、藤吉も参加していた。そこでは日本食として刺し身や酒が提供されていた。酒好きの藤吉も楽しんだであろう。余興として日本公使館員が役者となって劇が上演されたり、射撃大会も開かれていた⁽⁶³⁾。

当時でも日本の情報がタイに伝わっていたことは驚きであった。タイでは英字新聞として The Bangkok Times, The Bangkok Times Weekly Mail, Siam Observer が発行されており、そこに日本の情報が掲載されており、藤吉もそれによって日本の政治、経済状況を把握していたと思われる。雇用契約によって1年勤務すれば2～3カ月の休暇をもらって日本に帰国しているので、日本の情報に通じていたものと思われる。

（6）日本とシャムとの交流への貢献

藤吉がかかわった日本とシャムとの交流への貢献を見てみよう。

シャムから日本への留学に藤吉もかかわった。1903年（明治36年）5月3日、日本への最初の留学生がバンコクを出発した。皇后奨学金を受けた女子学生4名と男子学生4名と、外務省留学生1名（カーブ）であった⁽⁶⁴⁾。バンコクから東京までの1カ月間

の世話をしたのが藤吉夫妻であった。休暇をとって日本に帰国するので、ラーマ5世の皇后サオワパーボンシーが留学生の世話を藤吉夫妻に託した⁽⁶⁵⁾。その船の中で藤吉の長男一郎が死亡し、遺体を海に流したことが記録されている⁽⁶⁶⁾。死亡原因は不明であるが、シャムで出産して日本にいる九鬼隆一をはじめとする親族に見せるために帰国中であった。留学生は藤吉夫妻を「パ」と「マ」と呼んで親しくなった⁽⁶⁷⁾。3年間の留学が予定されていたので、船の中で日本語の教育や留学の心構えが教えられた。この時藤吉・光子と留学生と一緒に写った写真が残っている。

5月22日東京につき、男子学生は東京帝国大学教授兼東京外国語学校校長高楠順次郎が監督し、東京高等工業学校と東京美術学校に入学し、工芸技術の勉強をした。女子学生は女子高等師範学校校長高嶺秀夫が監督し、東京女子高等師範学校に入学して家政（裁縫・刺繍・造花等）の勉強をした。カープは慶応義塾に入学した。藤吉は帰国している間、滞在先であった九鬼家に留学生を呼んで交流している。

シャムの宮中に日本の美術品を取り寄せることに貢献した⁽⁶⁸⁾。シャムの王室は日本への関心が高く、ラーマ5世の弟ソムデット・チャオファー・バーヌラシーが1890年（明治33年）日本を訪問し、日本陸軍で勉強をしているし、ラーマ6世は皇太子時代に日本を訪問している。ラーマ5世の時代には王族達は王族同士の連帯感や結束を高めるために仮装パーティーを楽しんでいるが、その時日本の

着物を着て仮装していた。日本の美術品を集める趣味が王族一家にはあったので、それへの協力をおこなっている。義父である九鬼隆一が文部省退職後も美術評論家として活動していたので、美術品の選定は義父に任されたものと思われる。その美術品が今も残っているのであろうか。

ラーマ5世が43年間の治世を終えて1910年10月23日死亡した後、ラーマ5世の第29子であったワチラーウット親王（1881年1月生まれて1925年11月25日死亡）が王位を継承してラーマ6世となった。その戴冠式が1911年12月2日おこなわれた。それに日本側から伏見宮博恭が列席した。一行は軍艦淀でシャムに出かけたが、それに随行した吉田力作はその時の見聞をもとに『暹羅王国之弊見』（1912年・明治45年3月発行）を執筆した。その執筆に藤吉が援助したことが、この本の序文に書かれている。藤吉もこの戴冠式に列席し、日本海軍と接触があったものと思われる。というのはシャムは軍の近代化のために、1903年10月青年将校を日本に派遣し、2年間銃弾薬製造を勉強させたり、1905年12月には稲垣満次郎が帰国するに合わせて、海軍は11名を日本に官費留学させている。彼らは2年半の間攻玉社で勉強した後、川崎造船で技師見習いとして研修を受け、その後軍艦津軽で実務訓練を受けている⁽⁶⁹⁾。このようにシャムと日本海軍とのつながりに藤吉もかかわったのではないか。というのは短期間ではあるが、藤吉は江田島の海軍兵学校で英語を教えたことがあり、海軍への親近感を持つことになっ

たのではないか。

さらに、藤吉はシャムに軍需品を日本から購入するのをあっせんしている。国王より相談を受けて、三井物産のバンコックの出張所や、弟である赤松寛次郎が三井物産に勤めていたので、弟を通じてあっせんをしたのではないと思われる。具体的にどのような軍需品なのかは不明である。

日本とシャムの交渉の歴史に関心を持ち、山田長政の研究を自らおこない、日本に帰国後、交渉の歴史をまとめることに貢献したことは、後で述べる。

注

- (1) Yale University ed, *Bulletin of the University*, 1896-97, p.402/1897-98, p.410、山田太郎はアメリカ帰国後、ジャパン・タイムズ社に入社し、1900年には義和団事件の取材で従軍記者として中国に渡ったが、帰国後病気で死亡した。
- (2) 長谷川進一「福沢諭吉一山田季治一その弟子達」福沢諭吉年鑑10号、57頁
- (3) ジャパン・タイムズ社編『ジャパン・タイムズ小史』ジャパン・タイムズ社、1941年3月、および長谷川進一編『Japan Timesものがたり一文久元年(1861)から現代まで』ジャパン・タイムズ社、1966年
- (4) 条約問題については飯田順三『日・タイ条約関係の史的展開過程に関する研究』創価大学アジア研究所、1998年3月、ロン・サヤマナーン(二村龍男訳)『タイの歴史(第二版)』近藤出版社、1977年6月、40~75頁
- (5) チュラロンコン王のチャクリ改革の内容については市川健次郎『タイの近代化と権力構造』アジア経済研究所、1966年、N. Brailey, *Two Views of Siam on the Eve of the Chakri Reformation*, Kiscadale Publ., Arran and Edinburgh, 1989, 162pp.
- (6) David M. Engel, *Law and Kingship in Thailand During the Reign of King Chulalongkorn*, The University of Michigan, 1975, pp.33~42
- (7) タイのお雇い外国人の特徴として、タイ王族や貴族を大臣としながら、主にイギリス人行政官がみずからの植民地政策をタイにもちこんできたこと、タイ人の指導者は小乗仏教を信じ、物欲をなくしていたので、国内経済はインド人や中国人に任せていたこと、したがって自ら産業をおこしたり、富国強兵を推進することをしなかったことに特徴があると指摘されている。市川健二郎「タイにおけるお雇い外国人」ユネスコ東アジア文化センター編『資料御雇外国人』小学館、1975年5月、41頁
- (8) 1885年ブルッサダーン親王を中心として出した「国家体制改革に関する王族及び官僚による建白書」によれば、日本の政策がうまくいっており、それを見習えばシャムもヨーロッパから敬意を受けるであろうとしている。そこでは立憲君主主義と議会制度の導入を提唱している。
- (9) 稲垣満次郎は1861年9月26日長崎県平戸で生まれた。平戸藩の武士であったが、長崎刑務所で働き資金を貯めて東京にでた。東京帝国大学を卒業した後、旧松浦藩の松浦厚のご学友として同行してケンブリッジ大学に入学した。その在学中に英語論文「Japan and the Pacific: A Japanese View of the Eastern Question」と「A History of the Migration of Centres of Commercial and Industrial Energies of the World」を書いた。前者はロンドンの出版社から出版した。1891年日本に帰国後、その日本語訳『東邦策(第一編)』(1891年)『東邦策(第二編)』(1892年)を出版した。帰国後は、副島種臣らによって1891年設立された「東邦協会」を拠点に活動し、「南進論」や「アジア主義」の議論を展開した。1905年シャム公使を終え、1907年スペイン駐在特命全権公使になったが、1908年11月25日マドリッドで死亡した。享年47歳であった。
- (10) Steave Van Beek, *Bangkok Then and Now*, AB Publications, 1999, p.126、ここは今Satri Maha Phruttharam Schoolになっている。その後、日本大使館はスクインビッド通りとウッタヤ通り(Thanon Witthayu)との角に移ったが、さらに現在の地である Soi Asoke-Sukhuwit 21に移った。
- (11) ロラン・ジャックマン(1835年~1902年)はベルギーのヘント生まれで、ブルッセル大学の国際法教授として有名であった。1873年国際法研究所を設立して、国会議員や内務大臣を歴任した。エジプトの法務大臣であったときに、ダムロン親王の要請で1892年9月にシャムにやってきた。シャムの近代

- 化や条約制定に尽くし、1896年にチャオブラヤー・アパイラーチャーの爵位を与えられた。彼の業績については Christian de Saint-Hubert, "Polin-Jaequemyns (Chao Phraya Aphay Raja) and the Belgian Legal Advisers in Siam at the Turn of the Century", *Journal of the Siam Society*, vol.53, part 1, January 1965、彼の日記をもとにまとめた本として Walter E.J.Tips ed., *Gustave Rolin-Jaequemyns and the Making of Modern Siam-The Diaries and Letters of King Chulalongkorn's General Adviser*, White Lotus, Bangkok, 1996
- (12) 飯田順三・前掲書、50頁
- (13) Walter E.J.Tips, *Gustave Rolin-Jaequemyns (Chao Phraya Aphairaja) and Belgian Advisers in Siam (1892-1902)*, White Lotus, Bangkok, 1992, p.214
- (14) 1890年ごろには製図師田山九一、1892年9月には、画工大山謙吉、彫刻師島崎千六、伊藤金之助がシャムに到着している。藤吉が働いているにも日本からお雇い外国人として働く人々がいた。1902年から5年間藤井兼一がシリラート病院で働き、その後大重弥手次が働いた。1911年から漆細工の三木栄、養蚕の普及のために1902年から東京帝国大学農科大学助教授外山亀太郎のもとで養蚕技術者がシャムにやってきている。石井米雄・吉川利治編『日・タイ交流600年史』講談社、1987年8月、147-192頁
- (15) 早川鐵治は、1863年5月長崎県対馬で生まれ、1884年札幌農学校を卒業した。アメリカおよびドイツに留学した後、外務省および農商務省で働く。外務省政務局長で官界から離れた。11回衆議院選挙で当選したが1期でやめ、後民間企業の社長となった。1941年6月5日79歳で死亡した。
- (16) 鳩山和夫は旧作州勝山藩士の四男として東京で1857年4月3日生まれた。1870年藩の貢進生として大学南校で法律学を学ぶ。文部省の第1期留学生としてアメリカに渡り、コロンビア大学、エール大学で勉強し、1880年7月エール・ロースクールからドクター・オブ・シビルローの学位を得た。帰国後東京大学法学部講師になるが、15年代言人となり、東京代言人組合長に推された。代言人は青銭三百文で他人のもめ事を引き受け、飯の種にする卑しい職業とみなされ、「三百代言」と呼ばれていたのが、鳩山が代言人になったことは当時の人々を驚かせた。東京帝国大学卒業式での講演「法律の効用」の中で、人材の養成が不十分なのは大蔵省の責任であると大蔵省を批判したことから辞職せざるをえなくなった。1885年外務省に入り、1886年には東大教授に任命されるが、1890年1月辞職した。同年7月には東京専門学校の校長となり、18年間勤務した。1892年には衆議院議員となり、弁護士法の制定に尽力した。1893年(明治26年)弁護士法が成立して代言人から弁護士という名称に変わった。1911年10月3日死亡し、享年55歳であった。
- (17) 矢野暢『「南進」の系譜』中公新書、1975年10月、119頁
- (18) 巖城居士「暹羅通信」東京朝日新聞、1897年12月26日、7面
- (19) Walter E.J.Tips, op.cit., pp.259-301、カークパトリックはジャックマンが最初に顧問としてシャムに呼んだベルギー人であった。1894年3月に司法顧問補佐になり、多くの未解決の裁判事件を処理した。ジャックマンが旅行中には総務顧問官の仕事をした。1896年5月ジャックマンの長女と結婚したが、健康を害し1899年2月シャムを離れ、静養に努めたがブリュッセルで1901年死亡した。カティエルは1895年10月から1897年4月まで国際裁判所で仕事をし、刑務所の改善に尽くした。オルトは1896年12月シャムに到着し、シャムの外交問題の調査を主に担当し、1898年8月シャムを離れた。シュレッサーは1896年刑事裁判所の司法顧問補佐となり、刑法典の編纂にかかわった。カークパトリックの死後司法顧問になった。1901年7月に顧問を辞職したようである。ダウゲは国際裁判所で仕事をしていたが、健康を害して1899年7月にシャムを離れた。ティルモンは1898年8月就任し、コーラットの裁判所の改革に尽くした。1901年7月シュレッサーの後任として司法顧問となったが、6か月後にシャムを離れた。シモンはティルモンと一緒にシャムにやってきて、司法顧問補佐として国際裁判所で仕事をおこなったが、すず鉱山での紛争処理に貢献したり、地方での裁判所での事件処理にかかわった。ロビジンも司法顧問補佐として地方の裁判所での事件処理にあった。ジョッテランはもっとも知られた司法顧問補佐であるが、1889年11月赴任し1902年3月シャムを離れた。初め下級裁判所(Borisphah)で働いたが、刑法典の編纂委員になった。次に刑事裁判所、国際裁判所、控訴裁判所で働いた後、コーラット地方長官となった。彼のシャム時代の日記が出版され有名になった。
- (20) Pleng Weparaは1862年生まれで、ラーマ5世が設立したシャムの一般人に英語とシャム語を教える Nanta-uttayan School を優秀な成績で卒業した後、ピッチから訓練を受けて

からイギリスに留学した。Middle Templeに入学して法律を勉強し、1888年9月シャムに帰国し、司法省が設立されてからは司法省に勤務し、裁判官として活躍したが1901年39歳で死亡した。

- (21) 佐藤宏『タイのインド人社会—東南アジアとインドの出会い』アジア経済研究所、1995年3月、71頁ではティレク(1860年8月21日生まれで1917年死亡)はカルカッタ大学の卒業としているが、Rungsaeng Kittayapong, *The Origins of Thailand's Modern Ministry of Justice*, (Ph.D.Thesis, University of Bristol, April 1990, p.295)ではコロombo大学の卒業となっている。両方の大学を卒業したのであろうか。ティレクは1893年にバンコック・オブザーバー紙を創刊したり、鉄道、運輸、ゴム等の企業を創設した人であり、シャムに渡ったセイロン人としてもっとも成功した人物である。
- (22) アンナがシャムに滞在したのは1862年から1867年の5年間であった。シャムの王子・王女の英語教育を担当した。アンナはシャムを離れた後、1870年に『シャム宮廷のイギリス人家庭教師』、1872年に『後宮のロマンス』という手記を発表して脚光を浴びた。その後マーガレット・ランドンが『アンナとシャム王』という本を出版し、それをもとに映画化された。それをリメイクしてミュージカル映画『王様と私』が作られ、大ヒットした。1999年に三度目の映画化がおこなわれ、『アンナと王様』がふたたびヒットした。アンナはインド生まれであることが最近判明した。父はイギリス陸軍兵士であるが、母はアングロ・インディアン(イギリス人とインド人の混血)であった。イギリス陸軍の経理課員であったトーマス・レオン・レオノーウエンスと結婚したが、シンガポールで死亡し、生活のためにアンナは軍付属学校で教えた。その教え子の父親の中にモンクット王と親しい商人がおり、そのついででシャムで働くことになった。才気あふれる女性であり、シャムの奴隷制度の廃止を訴えて、二度も命をねらわれた。シャムを離れた後結婚した娘のいるカナダに渡り、そこで婦人参政権運動に加わった。アンナとともにシャムで暮らした息子ルイは、シャムに戻ってチュラロンコン王を警備する近衛将校になり、後に王女の1人(チュラロンコン王の妹)と結婚し、チーク材を扱う会社を設立して財をなした。エリザベス・ハンド『アンナと王様』竹書房文庫、2000年1月、William Warren, *The Truth About Anna--- and Other Stories*, Archipelago Press, Singapore, 2000、アンナの後任にはアメリカ人宣教師のチャンドラー(Dr. Chandler)が迎えられた。
- (23) 政尾藤吉「金曜会報告第十掲」1913年11月19日金曜会例会
- (24) 飯田順三・前掲書、6頁
- (25) 司法省は1888年に非公式的に設立し、サワット親王が大臣に任命されていた。Rungsaeng Kittayapong, *The Origin of Thailand's Modern Ministry of Justice and Its Early Development*, Ph.D.thesis, University of Bristol, April 1990, p.94
- (26) 三印法典については石井米雄・タイ近世史研究序説、岩波書店、1999年およびYoneo Ishii, "The Thai Thammasat", in M.B.Hooker ed., *Laws of South-East Asia*, Vol.1, Butterworth & Co., 1986, p.143, Michael Vickery, "The Constitution of Ayutthaya: The Three Seals Code", in Andrew Huxley ed., *Thai Law: Buddhist Law-Essays of the Legal History of Thailand, Laos and Burma*, White Orchid Press, 1993, p.133
- (27) ラーブリー親王(1874年~1920年)は「タイ法制の父」と呼ばれ、8月7日は命日にあたり、ラビー記念日として、法律家や法学部学生が司法省の前にある銅像に拝礼する儀式が行われている。1912年農務大臣になって、土地登記法を改正した。タイの伝統的な法典の研究をおこない『ラートブリー版三印法典』を書いた。彼が法学教育を受けたのはオックスフォード大学であり、ラーマ5世が国の近代化のための人材養成を目指して、王族や有力貴族の子弟を海外に留学させるという政策に基づいて留学した。赤木攻「タイ国の近代化過程における海外留学—絶対王制との関連において—」国立教育研究所紀要94集、1978年3月、215頁
- (28) Sansern Kraichitti, "The Legal System in Thailand", Washburn Law Journal, vol.7, p.241. Borwornsak Uwanno & Surankiart Sathirathai, "Introduction to the Thai Legal System", Chulalongkorn Law Review, vol.4, pp. 39~45
- (29) 外務省政務局『暹羅國外交行政沿革及顧問制度』、1916年11月、31頁
- (30) シャムでは「タマサート法典」を基本として、社会秩序の変化に対しては、王の定める「勅令」で対応してきたが、それで対応できない場合には、法律の「結集(chamra)」がおこなわれてきた。ラーマ1世の時に「三印法典」の編纂がおこなわれたが、これが「結集」に該当する。100年ほどまえに編纂がなされており、そろそろ次の

- 結集がおこなわれる頃であった。赤木攻「タイ国の法体系に関する一考察(1.)」東南アジア研究13巻3号452頁
- (31) 外交史料館、外交記録 3-8-4-16
- (32) 読売新聞1902年9月12日1面、さらにThe Japan Times, November 9, 1902 および November 23, 1902では高阪がシャムの最高裁判事となると、イギリスのJ.Stewart Blackの就任を妨げることになることが報道されている。ということは日本とイギリスで法律顧問をシャムに送り出すことで競争していた可能性がある
- (33) 村松の経歴は歴代国会議員名鑑編纂委員会編『歴代国会議員名鑑上巻』、議院制度研究会発行、1995年6月による。1915年の12回衆議院議員選挙に当選し、1期だけ議員になっている。はじめ立憲同志会に所属し、1916年10月憲政会に入った。藤吉もこの選挙で当選しており、村松と国会で顔を合わし、旧交を暖めたはずである。
- (34) 山本辰介は愛知県出身であるが、山本安太郎とともに語学留学生として1887年シャムに渡った。シャムと日本との修好条約締結に関する宣言書に調印するために、シャム側の代表として日本に来ていたチャオブラヤー・パッサコーラウォンが日本の少年をシャムに連れていき、語学やシャムの事情を勉強させたいと外務省に申し出た。福島県出身の山本安太郎が選ばれたが、たまたま神戸で働いている山本辰介を見つけて神戸港から旅立った。二人はチャオブラヤーの家に寄宿して貴族の通うスワンクラ学校、スナンター英学校で学んだ。その後シャムの文部省で働いた。山本辰介は岩本に同行して1897年ハノイで死亡した。石井米雄・吉川利治『日・タイ交流600年史』講談社、1987年8月、210頁
- (35) 金子民雄「解説」岩本千綱『シャム・ラオス・安南三国探険実記』中公文庫、1989年11月、191頁
- (36) 早川鐵治「政尾博士の思い出」政尾藤吉追悼録、79頁
- (37) 九鬼隆一の生涯については高橋眞司「九鬼隆一(上)(中)(下)」福沢諭吉年鑑5~7巻が一番詳しい。その他に中谷一正「男爵九鬼隆一」『三田幕末人物史』中央公論事業出版、1974年9月、中谷一正「幕末明治洋学史」昭和53年5月、田住豊四郎「九鬼隆一」『現代兵庫県人物史』県友社、1911年等参照
- (38) 大岡信「岡倉天心」朝日選書274、朝日新聞社、1999年1月、305頁以下、高橋眞司「杉山波津子」『九鬼隆一』付論「福沢諭吉年鑑10巻、71頁以下参照
- (39) 菅野昭正編『九鬼周造随筆集』岩波文庫、1991年9月、11頁
- (40) 1879年の教育令を制定する時には福沢諭吉の教育の基本理念と合致していたが、その改正にあたっては、それと異なり教科書の検査や小学校教員の心得等では福沢は九鬼の対応を反動的な動きと見ていた。国会開設をめぐる斬新主義の伊藤博文・井上毅と、即時開設派の大隈重信との間で対立があった。そこに北海道開拓使官有物払い下げ事件がおき、その事態を收拾するために参議大隈重信の罷免、払い下げ中止を決定した。この時大隈と福沢が結託して薩長派打倒を企てているという風評が出たが、それを薩長派に注進したのが九鬼隆一であるとされた。この九鬼の行為を福沢は「賤丈夫の挙動」と批判し、福沢と九鬼との決定的な決裂の要因となった。
- (41) 高橋眞司「九鬼隆一と九鬼周造一父と子」九鬼周造全集第3巻付録しおり、岩波書店、1981年1月、6頁
- (42) 穂積陳重は、宇和島藩士穂積重樹の二男として1855年7月11日生まれた。1870年宇和島藩貢進生に選ばれ大学南校に入り、1874年開成学校法学部創設時から法学を学ぶ。1876年文部省留学生としてイギリスに留学、ミドル・テンプルからバリスター・アット・ローを受ける。1879年から1881年まではベルリン大学でドイツ法学を勉強し、帰国後東京帝国大学法科大学教授となる。1912年辞職する。その間法典調査会委員となり、法律制定に貢献する。穂積八束は弟、穂積重遠は長男にあたる。
- (43) 山田三良「回顧録」、山田三良先生米寿祝賀会、36頁、1957年11月
- (44) 時事新報1900年5月27日、および明治編年史編纂会編『新聞集成明治編年史』11巻70頁、1940年8月、日本に帰国した藤吉は三年町の九鬼隆一宅に妻、長女とともに滞留し、9月末シャムに帰った。
- (45) 学位記は本人が日本にいないので、シャムに送られた。「学位記を送付」読売新聞1903年3月13日5面
- (46) 大日本博士録の法学博士の編を参照
- (47) シャム古代法についてシャム協会の総会(Bangkok United Clubで開催)でも講演している。The Bangkok Times Weekly Mail, 27 April, 1905
- (48) 政尾藤吉「暹羅の新刑法に就て」法学協会雑誌25巻11号1625頁。
- (49) 図南商会編「暹羅王国・付録暹羅渡航者案内」、経済雑誌社、1897年9月
- (50) 最初の外務大臣との契約の内容は以下のと

おりである。外務省外交記録3-8-4-16-1に残されている。

From Luang Devanyu Varapraken, Minister for Foreign Affairs of His Majesty the King of Siam, acting in the name of His Siamese Majesty of Government, agrees to engage Mr. Tokichi Masao, D.C.L. of Japan, in the capacity of Secretary in the Department of Foreign Affairs, to reside in Siam, and Mr. T. Masao agrees to enter the service of the Siamese Government in the said capacity and upon the following term:

1. Mr. T. Masao undertakes to give up the whole of his time to the service of the Siamese Government, and will not engage in any other employment while holding the appointment, which is the subject of the present agreement, and he will continue to perform his duty during the term of this agreement unless incapacitated by illness or by accident.
2. From the day of his arrival at Bangkok, Mr. T. Masao will hold himself at the disposal of the Siamese Government, or of the Minister who for the time being, shall represent the Siamese Government throughout the term of the present agreement. Without attempting here to define accurately the various duties, which Mr. T. Masao may call upon to undertake under the direction of the General Adviser to His Siamese Majesty's Government, it is understood that they comprise translating Japanese language and advising on laws generally, and in detail as regards the codification of any part of Siamese laws and to assist the Government generally on matters of legal affairs.
3. Mr. T. Masao shall receive salary at the rate of three thousand dollars (\$3000), or five thousand ticals per annum payable in ticals of equal monthly installments at the end of each month from November 1897.
4. An unfurnished house will be provided by the Siamese Government for Mr. T. Masao in Bangkok where he is in service.
5. A sum of three hundred dollars (\$300), or five hundred ticals will be paid to Mr. T. Masao on his coming out from Japan to Siam and also a similar amount on his going back from Siam to Japan, for travelling and incidental expenses.
6. In case of an accident, injury or illness

of such a nature as shall permanently disable Mr. T. Masao for the discharge of his duties, this agreement shall be considered as cancelled, and Mr. T. Masao shall receive a part of his salary equal to three months and also the sum stated in the preceding article.

7. This agreement shall be for a term of two years dating from the month of November 1897.

(51)外務省外交史料館所蔵(3-8-4-16)『外国官庁に於て本邦人雇用関係雑件・別冊暹羅国の部』(1897年10月-1917年9月)。当時の為替相場は1ポンドが10円80銭であった。吉川利治「『アジア主義』者のタイ進出」東南アジア研究16巻1号9頁

司法大臣との契約の内容は次のとおりである。外務省外交記録3-8-4-16-1に残されている。

Agreement made on 30th day of October 1906 between His Royal Highness Prince Rajburi Direkrit, Ministry of Justice, acting on behalf of his Siamese Majesty Government for himself and his successors in office (hereafter called the Moniter) of the one party and Tokichi Masao D.C.L. L.L.D. of the other party.

It is hereby naturally agreed by the said parties as follows;

1. The said Tokichi Masao shall continue in the service of the Ministry of Justice as legal adviser. He shall devote the whole of his time to the said service, shall refrain from engaging in any other employment, profession of calling, shall perform such appointment to the best of his ability and power, and shall confirm to and be bound by the general rules and practices of the Siamese service on all points not specifically mentioned in this Agreement.
2. The said Tokichi Masao shall receive as hitherto salary of £1000 per ann.
3. The aforesaid salary shall be paid monthly in arrear and shall be converted into ticals at the rate of exchange prevailing on the last day of the month for which the salary is due. The exchange shall be calculated at the rate advised by suitable local Bank as the Controller General to the Government may select.
4. The said Tokichi Masao shall receive as House Allowance the amount actually expended for the rent of an unfurnished

house but not exceeding one tenth of the annual salary.

5. The said Tokichi Masao shall be allowed two months leave of absence on full pay for every complete year of service in Siam. Such leave of absence shall be granted by the Minister at such time as may suit the request of the Ministry, but shall not at any one time exceed eight months duration.
6. The Minister may terminate this agreement at any time without notice in the event of gross misconduct, a wilful neglect of duty on the part of the said Tokichi Masao for pension or compensation for such termination of agreement.
7. In the event of service of the said Tokichi Masao not being forth required the Minister may terminate this agreement on paying compensation for loss of appointment in accordance with the scale appended to this agreement.
8. Should this agreement not be terminated by virtue of the provisions of clause 6 or 7 of this agreement, the said Tokichi Masao shall receive an invalid, superannuation or retiring pension as the case may be, in accordance with the scale and rules laid down in the Pension Act R.S. 120.
9. The date of service of the said Tokichi Masao shall be reckoned from the fourth of November 1897.

Signed by H.R.H.

Price Rajburi Direkrit (Signed) Rabi
and by Tokichi Masao (Signed)
Tokichi Masao in the presence of
(Signed) J. Stewart Black Judicial Adviser

Scale of compensation for loss of
appointment referred to the Clause 7

under 5 years service	1 year salary
above 5 years service and under 10 years	2 year's salary
above 10 years service and under 15 years	3 year's salary
above 15 years service	4 year's salary
one year salary is to be reckoned as 1/3 of the previous 36 months salary	

- (52) Emile Jottrand (translated by Walter E. J. Tips), *In Siam -- The Diary of a Legal Adviser of King Chulalongkorn's Government*, White

Lotus, Bangkok, 1996, p.39

- (53) 友杉孝「王都にして首都-バンコック」矢野暢『講座・東南アジア学第三巻東南アジアの社会』弘文堂、1990年11月、159頁
- (54) 当時の西洋館の様子が分かる写真がSteave Van Beek, *Bangkok-Then and Now*, AB Publications, 1999, pp.80~81
- (55) 青山なを編『若き日のあと-安井てつ書簡集』安井先生没後20年記念出版刊行会、1965年11月、160~1頁。なお安井哲については吉川敬子「安井哲とタイ国の女子教育」国立教育研究所115集177頁、1988年3月参照。安井てつは帰国後、東京女子大学の学長に就任して、日本の女子教育に大きな足跡を残した。
- (56) 上掲書、170頁
- (57) The Bangkok Times, 24 June, 1903, "Dr. Masao"
- (58) 石井米雄・吉川利治編・前掲書、141頁
- (59) 三井物産の出張所は1906年(明治39年)7月に設けられた。1935年には三井タイ室が日本とシャムとの親善を目的として設置された。1940年にはタイ室東京事務局とあらためられた。1951年財団法人・タイ室と改称して戦後タイとの外交関係がない時に大使館に代わる役割を果たした。1967年には財団法人に日・タイ協会と合併した。三井物産とタイとのつながりの強さを示している。
- (60) 三木栄は1884年4月29日前橋で生まれ、1910年東京美術学校を首席で卒業後、翌年シャムに渡り、宮内省に勤務して宝物の制作修理に従事すると同時に、美術学校校長を1940年4月まで勤めた。日本人会会長や日本語学校校長も勤め、日・シャムの文化交流に貢献し、1947年日本に引き上げてきた。
- (61) 図南商会編・前掲書、155頁では、商業店主4名、商業店員4名、医師1名、図工1名、写真師1名、鼈甲師1名、建築技師1名、建築助手1名、通訳1名、語学生1名、内地探検者2名、商業視察者1名、醜業者2名、醜業婦15名、外人妾4名、醜業者の妻2名、通常人の妻5名と記されている。
- (62) 石井米雄・吉川利治編・前掲書、217頁
- (63) The Bangkok Times Weekly Mail, 4 December, 1903
- (64) 後にラマー6世となったワチラーウット親王は、日本への関心を持ち、イギリス留学の間に蝶々夫人をテーマにする戯曲を書いていた。1902年12月16日、イギリス留学の帰り、アメリカ経由で日本に立ち寄った。約1か月日本に滞在して各地を見物した。日本によい印象を持ち、帰国後「おはなさん」「おさくらさん」という英文の短編小説を

書きあげている。母であるサオワパーポー
ンシー皇后に日本に留学生を送ることを進
言している。

(65) 村嶋英治『ピブーンー独立タイ王国の立憲
革命』、岩波書店、1996年10月、12頁

(66) 後日、藤吉は両親の墓の側に長男の墓を建
てている。

(67) チャリダー・ブアワンポン「明治期シャム
国日本派遣女子留学生について」法政史学
42号、84頁、1990年3月

(68) 東京朝日新聞、1911年6月29日「暹羅國法律
顧問政尾藤吉博士の光栄」、『新聞集成明治
編年史(日韓合邦期)』14巻、1940年6月、
434頁

(69) 村嶋英治・前掲書、11頁

Life History of Dr.Tokichi Masao (2) —A Pioneer of International Cooperation in the Legal Field—

KAGAWA Kozo*

Abstract

After Tokichi Masao returned back from America, he became an assistant editor of the Japan Times (English newspaper) established in 1897 only by the Japanese. He had worked only for three months. Since on November 1897 he started for Siam (at present Thailand) at the age of 28, to work as a legal adviser to help to make modern codes like Criminal Law, Civil Law, Criminal Procedure Law and Civil Procedure Law.

In 1897 Siam and Japan began to negotiate commerce and navigation treaty. During the course of negotiation, it had been discussed as a main problem whether the Siam government would accept Japanese extraterritoriality in Siam. As a compromise the treaty provided for the eventual surrender of Japanese Consular jurisdiction under the certain conditions. One of them was that Siam should promulgate Criminal and Civil Codes, Civil and Criminal Procedure Codes and Code of Court. So the Siam government applied to the Japanese government for the services of a Japanese lawyer to come and assist M. Rolin-Jaequemyns (General Adviser to Siam government) in matters relating to legislation. Count Matsukata (Prime Minister), Count Okuma (Minister for Foreign Affairs), and Komura (Vice-Minister for Foreign Affairs) found Masao as a suitable candidate because he was well qualified for English conversation, legal experience and diplomatic ability.

At first Masao was appointed to a Secretary of Siam Ministry for Foreign Affairs since the position of legal adviser had already been occupied by another Belgian jurist, R.J.Kirkpatrick. At that time there were many Belgian jurists working as assistant legal advisers. If Masao was appointed a legal adviser, they would make a complaint about it. But in a while Masao was appointed assistant general adviser because Rolin and Masao could keep friendly relationship. His work was to translate Japanese books and materials into English and to give advice to draft codes and legal problems under the instruction of general adviser.

*Professor, Graduate School of International Cooperation Studies, Kobe University.

Masao was appointed a member of the Committee on the Codification of Criminal Laws on January 1898. The other members were H.R.H. Krom Mun Rajburi (Prince Rabi), H.R.H. Krum Luang Bijit, Rolin-Jaequemyns, Phya Precha, Phya Kraisee, M. Kirkpatrick and Corneille Schlessen. Masao made the first draft of Penal Code in cooperation with Schlessen till July 1898. In August the Committee began to examine the draft, but the examination was not be done smoothly.

Masao had home leave in Japan for ten weeks under the employment contract. During the leave he married with Mitsuko on November 1898, the daughter of Baron Kuki Ryuichi who was Vice-Minister of Ministry of Education and also Japanese Ambassador in USA. Masao made a speech on legal situation in Siam at Law Faculty of Tokyo Imperial University under the recommendation of Prof. Hozumi Shigenori who came from Ehime prefecture, the same native place with Masao. In 1903 Masao got Doctor of Law from Tokyo Imperial University under the title of "Study on Siamese Ancient Law".

Masao had four children, but the eldest son died less than one year old in a ship to Japan. So he lived with his wife, one boy and two daughters in Charoen Krung Road (New Road) at Bangkok. His first salary was 1,000 lbs., but it increased to 18,000 lbs. after he got Third Class Decoration of White Elephant. He and his family could enjoy high rank life, but they suffered from hot and high humidity weather. Many Belgian jurists had illness caused by Thai climate. For example, Kirkpatrick died in 1900 and Rolin died in Belgium in 1902. Masao was so lucky to live for 16 years in Thailand. But when he resigned, he had a kidney trouble.